

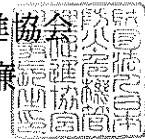
日防危協第118号
平成23年9月16日

各都道府県消防防災主管部長 殿

住宅防火対策推進協議会

財団法人 日本防火・危機管理促進協会

理事長 伊藤 廉



平成23年度高齢者等への住宅防火対策モデル事業について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、当協会の業務につきまして、平素から格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、住宅防火対策推進協議会における事業の一環として、高齢者等への住宅防火対策モデル事業を、消防庁のご協力により実施することといたしました。

平成23年9月16日付けの消防庁予防課からの事務連絡にありましたように、本事業は別紙1のとおり、火災発生時に避難などの対応が困難となり易い高齢者や障害者（以下「高齢者等」という。）を対象として、住宅用火災警報器を設置するとともに、高齢者等の避難を補助する者に報知できる装置を設置する事業を提案するものです。

本年度は、平成21年度、22年度に実施した同モデル事業の方式とは若干内容を異にしており、避難補助者を特定しない方式を採用しています。

つきましては、公務ご多忙のところ恐縮に存じますが、貴管下の希望消防本部についてご調査の上、別紙2の「希望調査票」により平成23年10月20日(木)までにご回答（FAXにて）下さいますようお願いいたします。

「希望調査票」に希望消防本部名が記載されている場合は、後日決定通知書を送付いたします。

なお、設置組数には限りがありますので、ご希望には添えない場合がありますことをあらかじめご承知おき下さいますようお願いいたします。

また、今回のモデル事業を実施することになった消防本部には、本事業を改善する等のためのアンケートにもご協力いただきますので、申し添えます。

敬具

記

- 1 高齢者等への住宅防火対策モデル事業の内容
別紙1のとおり
- 2 希望調査票
別紙2のとおり
- 3 回答期限
平成23年10月20日(木)

<お問い合わせ先>

(財)日本防火・危機管理促進協会 小河原 TEL 03(3593)2823 FAX 03(3593)2832

高齢者等への住宅防火対策モデル事業

住宅防火対策推進協議会
財団法人日本防火・危機管理促進協会

1 目的

火災発生時に避難などの対応が困難となり易い高齢者のみが居住する住宅や障害者を構成員とする住宅（以下「高齢者等宅」という。）が火災となったときに、付近の住民が高齢者や障害者（以下「高齢者等」という。）の避難を助ける応援体制が地区に整っていることを前提として、高齢者等宅に新たに設置した住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の鳴動を高齢者等宅の周囲に報知できる装置を設置する事業をモデル事業として提案する。

2 設置のための要件

(1) 設置数

一の消防本部内に、15程度の装置が設置できること。

(2) 設置地区

ア 消防本部内の2～3の特定の地区に集中して設置できること。

イ 特定の地区として、町内会や自主防災組織等で、高齢者等の避難を助ける応援体制が整っている、又は整えるための調整が可能であること。

(3) 設置期間

平成23年11月15日から平成24年1月31日までに設置できること

（一消防本部当たりの設置工事期間は概ね3日から4日の予定で、装置の設置日時、設置個所等は、本事業を実施することになった消防本部と当協会が委託した設置業者との打ち合わせにより設置する）。

(4) 高齢者等宅

65歳以上のみの高齢者住宅又は障害者手帳の交付を受けている方を構成員とする住宅であること。

3 機器の設置内容

(1) 高齢者等宅の寝室の天井又は壁面上部に1基の住警器を設置する（取り付け工事を含む）。

(2) 当該高齢者等宅の屋外の軒下など雨水が直接当たらない位置に、(1)で設置した住警器に連動する警報装置を設置する（取り付け工事を含む）。

(3) (2)の警報装置の屋内側直近に無線中継装置を設置する（取り付け工事を

含む)。

注1：住警器（電池式、無線式）は一定濃度の煙を感知すると警報音及び音声により鳴動する。

注2：警報装置は屋外用の防滴性能を有し、AC電源を用いたもので、(1)の住警器に連動して光と警報音により警報を発する。

注3：無線中継装置（電池式、無線式）は、住警器の無線信号を受信し、警報装置に有線で火災信号を送信する。

4 機器の設置条件

- (1) 警報装置の電源配線のために、警報装置を設置する壁面に直径10～15ミリメートルの貫通工事を行う（通線後埋め戻し処置を行う）。
- (2) 高齢者等宅が木造建築であることが必要で、警報装置を設置する壁面の材質がタイル、レンガ及び大理石は不可（モルタル、トタン、アルミ等は可）である。
- (3) 警報装置を設置するための作業スペースが確保できること（外壁側に脚立等を立てるスペースがとれること）。
- (4) 警報装置の電源として、無線中継装置を設置する屋内にコンセント一口が必要となる。（プラグ付のACアダプターをコンセントに差し込んで使うもので、一旦無線中継装置の端子に接続し、さらに同装置から貫通穴をとおして警報装置に送電されるものであるが、無線中継装置の電源はあくまで電池である。）

5 装置の維持管理

今回設置する住警器、無線中継装置及び警報装置の維持管理については、設置利用者の責任において行うこと。

6 モデル事業実施消防本部等

- (1) 本事業の実施を希望する消防本部とする。希望する消防本部が多数ある場合は、予算の範囲内で10程度の消防本部を選定する。この場合、本事業の実施に現実味があるところで、かつ、昨年度まで本事業を実施していない消防本部を優先する。
- (2) 選定された消防本部は、当協会が定めた設置業者と、装置の設置前に工事内容等に関して打合せをするとともに、設置工事の立会をお願いします。

7 経費の負担

- (1) 高齢者等の選定は、当該消防本部の負担とする。
- (2) 住警器、無線中継装置、警報装置などの設置及び通信確認・作動確認に係

る経費は当協会が負担する。

8 事業効果等の確認

- (1) モデル事業実施消防本部及び装置を設置した設置利用者に対して、今後の改善点、設置後の状況などをアンケートする。
- (2) モデル事業実施消防本部は本事業が完了したときに、完了した旨の報告を行う。

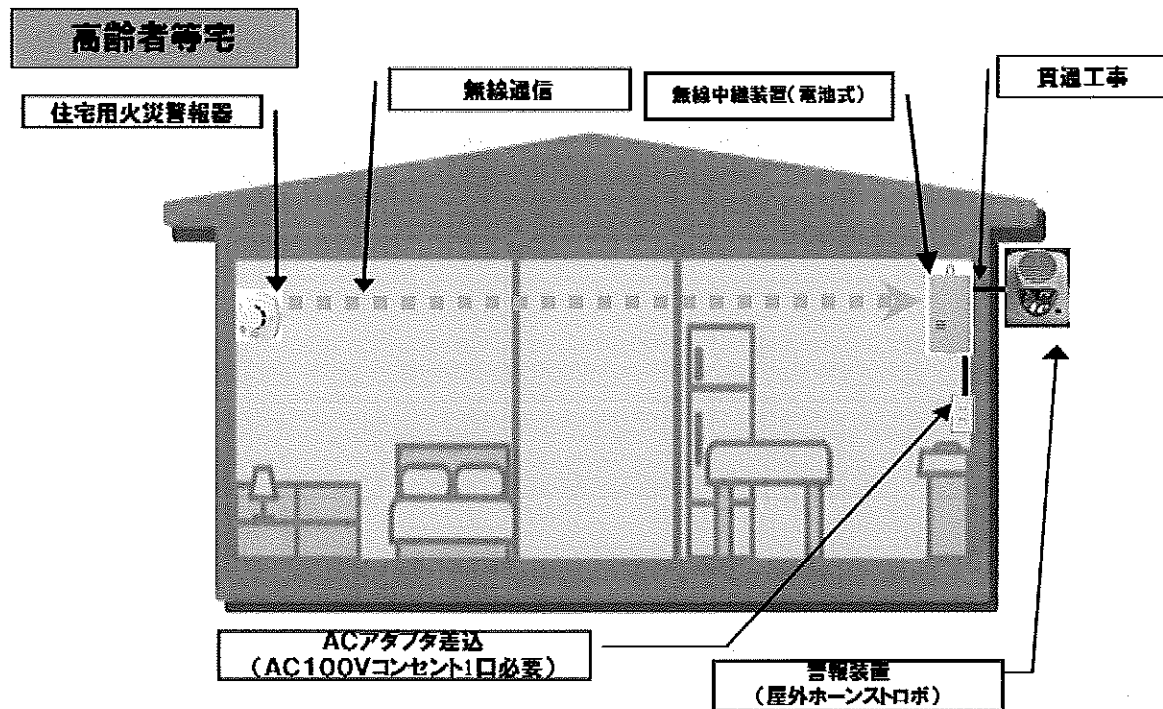
9 その他

- (1) 本事業にあたって疑義が生じたときは、当該消防本部と当協会にて調整するものとする。
- (2) 今年度の本事業は、昨年度と異なり特定の避難補助者を要さない形態となっている。

以上

設置機器イメージ図

◆住警器(無線)＋無線中継装置＋警報装置(屋外ホーンストロボ)



各機器の仕様

①住宅用火災警報器

ホーチキ株式会社製 (鑑定品)
種別 光電式住宅用防災警報器
形式 電池方式 連動型 無線式
電池寿命 約10年
商品記号 SS-2LR-10HCC

②無線中継装置

ホーチキ株式会社製 (鑑定品)
種別 付属装置
形式 電池方式 無線式
電池寿命 約10年
商品記号 SS10HCC

③警報装置

サクサプレシジョン株式会社製 (米国UL認定品)
米国の警報器としての基準及び防滴性能基準を満たした製品 (国内では現在類似製品が販売されていない。)
定格電圧 DC24v、光度 110cd、音量約 120dba
防滴仕様 UL1638 取得製品、待機電流値 0

(財)日本防火・危機管理促進協会あて

高齢者等への住宅防火対策モデル事業希望調査票
(FAX 03-3593-2832)

[平成23年10月20日(木)までにご回答下さい。]

都道府県	
所属・担当者	

希望消防本部	
所 属	
担 当 者	
電話番号	— —
設置希望数	
高齢者等の選 定方法	
設置予定地区	
設置予定地区 の選定理由	
設置希望時期	
備 考	

記載注意事項

- ① 希望消防本部は、原則として1都道府県あたり1消防本部に限定します。
- ② 希望消防本部がない場合は、「希望消防本部」欄に「なし」と記入の上ご返送下さい。
- ③ 設置希望数(設置希望高齢者等の数)は、15前後で具体的な数字を記載して下さい。
- ④ 設置予定地区は、モデル事業の設置を予定している地域名を記載して下さい。
- ⑤ 設置希望時期は、平成23年11月15日～翌1月31日で設置工事を希望する時期を記載して下さい。